

# 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案【議員立法】

- 「豪雪地帯対策特別措置法」は、昭和37年に制定（議員立法）。
- 昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、これまで10年毎に特例措置の期限を延長（すべて議員立法）。
- 現行法では本年3月31日に特例措置が期限切れ。

## 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)の概要

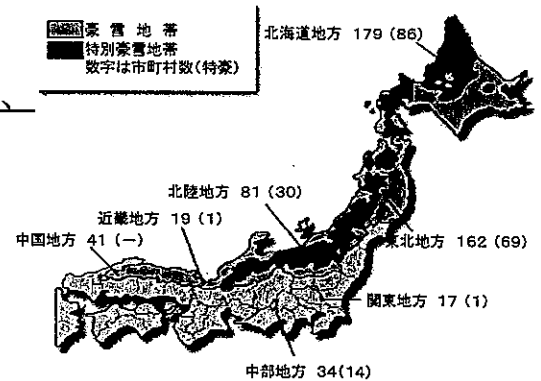
### 【目的】

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与する。

### 【制度概要】

#### (1) 「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定。



#### (2) 豪雪地帯対策基本計画の作成

- ①国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成（閣議決定）。
- ②豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

#### (3) 基本計画に基づく事業に係る優遇措置

- ①恒久措置：財政上の措置、地方債への配慮、資金の確保 等
- ②時限措置：特別豪雪地帯における特例（10年間）
  - ・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行（第14条）
  - ・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ（第15条）

## 改正案の概要

### ■ 特例措置の期限延長

第14条及び第15条に定める特例措置の期限を、平成34年3月31日まで10年間延長。

### ■ 豪雪地帯対策の推進のための規定の整備

- ①建設業団体その他の非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備に係る規定を追加。
- ②空家に係る除排雪等の管理の確保に係る規定を追加。
- ③雪冷熱エネルギーの活用促進に係る規定を追加。

# 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案について（骨子）

## 1. 特例措置の期限延長

- 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が代行することができる期限を、平成34年3月31日まで10年間延長する。
- 特別豪雪地帯における公立小中学校の分校舎等についての新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げの適用期限を、平成34年3月31日まで10年間延長する。

## 2. 除排雪の体制の整備

- 雪処理の担い手の確保・育成のため、建設業団体その他の非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

## 3. 空家に係る除排雪等の管理の確保

- 除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害を防止する観点から、空家に係る除排雪等の管理の確保に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. 雪冷熱エネルギーの活用促進

- 豪雪地帯において自然エネルギーの活用を推進する観点から、雪冷熱エネルギーの活用促進に関する規定を新たに設けることとする。

国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

## 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 除排雪の体制の整備

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(新第十三条の三関係)

### 第二 空家に係る除排雪等の管理の確保

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新第十三条の四関係)

### 第三 雪冷熱エネルギーの活用促進

国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の

取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(新第十三条の七関係)

#### 第四 特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例

特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができ、期限を平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

(第十四条関係)

#### 第五 特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例

特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を平成三十三年度まで延長すること。

(第十五条関係)

#### 第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。  
(附則関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

第十三条の二（略）  
（克雪住宅の普及促進）

第十三条の二（同上）  
（克雪住宅の普及促進）

（除排雪の体制の整備）

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（新設）

（空家に係る除排雪等の管理の確保）

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（新設）

第十三条の五（略）  
（快適で魅力ある地域社会の形成）

第十三条の三（同上）  
（快適で魅力ある地域社会の形成）

第十三条の六（略）  
（豪雪地帯に適した産業の育成等）

第十三条の四（同上）  
（豪雪地帯に適した産業の育成等）

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（新設）

(総合的な雪情報システムの構築)  
第十三条の八 (略)

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 2 6 (略)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年

(総合的な雪情報システムの構築)  
第十三条の五 (同上)

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 2 6 (同上)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一・二 (同上)

2 (同上)

3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年

度から平成三十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一・二 (略)

度から平成三十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一・二 (同上)

○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>155 (略) 附則</p> <p>6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>読み替える規定</p>	<p>読み替える字句</p> <p>昭和五十九年度以前各年度</p> <p>昭和六十年年度</p>	<p>読み替える字句</p> <p>平成三十三年度以前各年度</p> <p>平成三十三年度</p>	<p>読み替える字句</p> <p>平成三十三年度以前各年度</p> <p>平成三十三年度</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十条第五号第一項</p> <p>六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五とし、平成五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては十分の五・五</p>

（以下略）

<p>155 (同上) 附則</p> <p>6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>読み替える規定</p>	<p>読み替える字句</p> <p>昭和五十九年度以前各年度</p> <p>昭和六十年年度</p>	<p>読み替える字句</p> <p>平成二十三年度以前各年度</p> <p>平成二十三年度</p>	<p>読み替える字句</p> <p>平成二十三年度以前各年度</p> <p>平成二十三年度</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十条第五号第一項</p> <p>六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては、十分の五・五とし、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五</p>

（同上）



豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五を第十三条の八とし、第十三条の四を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の三を第十三条の五とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。

（除排雪の体制の整備）

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（空家に係る除排雪等の管理の確保）

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

2 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

## 理由

豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用の促進を図るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五億円の見込みである。